パスポートの申し込み、受け取りは
10月から、市役所本庁で

～パスポート窓口が県から市町村に変わります～

10月から、市役所本庁にパスポートの申し込み、受け取りの窓口を、設置します。

これまでは、パスポートの申し込み、受け取り窓口は、県パスポートセンターか備前県民局などの各県民局・支局でしたが、10月2日（月）以降は、瀬戸内市に住民登録のある人は、瀬戸内市役所本庁市民課の窓口でパスポートの申し込み、受け取りを行っていただくようになります。

Q 受付時間は？　受け取りまでの日数は？

A パスポートの申し込みは、閉庁日を除く月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

新規申請の場合、申し込みから受け取りまでには、土・日・祝祭日などの閉庁日を除いて、8日間かかります。

ただし、午後4時以降の申し込みについては、翌日受け付け扱いとなるため、9日間かかります。

Q 支所・出張所で、パスポートの申し込み・受け取りはできる？

A 申し込み・受け取りの窓口は、本庁市民課です。申請用紙・申請案内は、各支所・出張所にも置いています。

Q 事前申し込みが必要な申請がある？

A 5人以上で申請する場合は、連絡の上、手続き日を予約してください。

また、外国人との婚姻、二重国籍などにより、ヘボン式ローマ字以外の姓名表記を希望される場合は、事前にお問い合わせください。

Q 電子申請をしたいけど、どうしたらいい？　緊急にパスポートが必要になったら？

A インターネットを利用したパスポートの電子申請や、海外で親族が災害に遭ったなどの理由で緊急にパスポートが必要になった場合は、引き続き県での取り扱いとなりますので、県パスポートセンター（☎086－256－1000）まで、問い合わせてください。

Q 9月29日より前にパスポートを申し込んだけれど、どこの窓口で受け取ればいい？

A 9月29日（金）以前に、県パスポートセンターや各県民局・支局でパスポートを申し込みの場合、10月2日（月）以降の受け取りは、市民課の窓口でしていただきます。

なお、瀬戸内市のパスポート窓口で受け取りの対象となるのは、申し込みの時点で、瀬戸内市に住民登録があった人です。

Q パスポートの受け取りは、代理人でもよい？

A パスポートの受け取りは、申請した本人に来ていただきますが、申請は代理でもよい場合があります。

ただし、申請書の署名欄には必ず本人の署名が必要ですから、代理申請を希望される場合は、事前に申請用紙をお取り寄せください。

■問い合わせ先
市市民課
☎0869－22－1115

パスポートの申請や受け取りは市役所本庁市民課で

請求はお済みですか？
児童手当が小学校6年生まで拡大します

4月1日から児童手当法改正により、児童手当の支給対象年齢が小学校6年生までに拡大され、所得制限額が引き上げられました。

次に該当する人で、まだ手続きをしていない人は、9月29日までに請求をしてください。

公務員の人は、勤務先へ請求してください。

▼小学校4年生の保護者の皆さん

本市から3月分まで児童手当を受給していた人は、新たな手続きは不要です。

それ以外で受給資格がある人は、手続きが必要です。

▼小学校5・6年生の保護者の皆さん

新たに児童手当を受けようとする人は「認定請求」、対象児童が増える人は「額改定請求」の手続きが必要です。

▼これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆さん

所得制限額の引き上げ（上記「児童手当所得制限限度額表」参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者は「認定請求」の手続きが必要です。

※9月29日までに手続きを

●窓口受け付けは、9月29日（金）まで（平日午前8時30分～午後5時15分）。土、日曜日、祝日は窓口受け付けをしていません。

●郵送受け付けは、9月30日（土）まで。

郵送の場合は、市子育て支援課に書類が到達した日が提出年月日となります。

※改正に伴う請求は、本年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に本年4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

9月30日以降も請求はできますが、請求を受け付けた月の翌月からの支給となります。

ただし、請求しても所得制限限度額を超える場合は、支給されません。

■問い合わせ先
市子育て支援課
☎0869－26－5947

〈児童手当所得制限限度額表〉　（単位 万円）

扶養親族などの数	国民年金等加入者	厚生年金等加入者
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※上記の金額は所得額です。収入額ではありません。
※父母のうち所得の多い人で審査します。父母の所得の合計ではありません。

高齢者のインフルエンザ予防接種

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を、10月から実施します。

インフルエンザの予防接種を希望する場合は、次の点に注意して接種してください。

▽対象

①満65歳以上で瀬戸内市に住民票がある人

②満60～64歳で瀬戸内市に住民票がある人のうち、心臓・じん臓・呼吸器の病気のために、自己の身辺の日常生活活動が、極度に制限される程度の障害を有する人（障害の程度が身体障害者手帳1級相当のもの）

▽実施回数
毎年度1回

▽実施期間
10月～平成19年1月

▽料金
自己負担　2、000円

▽市内実施医療機関
健康カレンダー（母と子）に掲載しています。

事前に医療機関に問い合わせの上、申し込んでから受診してください。

▽持参するもの
・健康保険被保険者証か医療受給資格者証（住所確認のため）
・健康手帳

■問い合わせ先
市健康づくり推進課
☎0869－26－5962